

議会運営委員会

令和4年3月30日（水）

午前9時56分開会

○仲委員長 おはようございます。

ただいまから、第2回臨時会に伴う議会運営委員会を開催いたします。

まずは、市長から挨拶をお願いします。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和4年第2回臨時会のための議会運営委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に上程いたします議案につきましては、議案第30号、尾鷲市市税条例等の一部改正についてから議案第36号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの議案7件でございます。

これら提出議案の詳細につきましては、総務課長より説明いたさせます。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○仲委員長 ありがとうございます。

それでは、提出議案について、総務課長、説明をお願いします。

○竹平総務課長 それでは、今回提案しております議案について説明いたします。

通知をさせていただきます。議案書の1ページを御覧ください。

議案第30号、尾鷲市市税条例等の一部改正についてにつきましては、登記簿に登記される事項が新たに追加されること等に伴う所要の改正や、河川に隣接する低地などの貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設、また、景気回復に向けて、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の現行の5%から2.5%とするための改正など、条例の一部を改正するものでございます。

次に、8ページを御覧ください。通知をします。

議案第31号、尾鷲市都市計画税条例の一部改正についてにつきましては、議案第30号と同様に貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設、また、都市計画税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を抑えるためなど、条例の一部を改正するものでございます。

次に、11ページを御覧ください。

議案第32号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正についてにつきましては、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例が改正されたことに合わせ、幼稚園においても保育料を利用者負担額として整理するため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、13ページを御覧ください。

議案第33号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正についてにつきましては、令和4年3月23日付で議決を受けました尾鷲市消防団条例の一部を改正する条例において、国から本条例に係る新たな通知があったことに伴い、附則に経過措置を新たに項に追加するため条例の一部を改正するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。

議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決についてから議案第36号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてまでの3議案につきましては、別冊の補正予算書にて説明させていただきます。

補正予算関連につきましては、それでは、まず、議案第34号、令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

補正予算書の1ページを御覧ください。通知をします。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億4,337万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ101億581万9,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明をさせていただきます。

10ページ、11ページを御覧ください。通知をいたします。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金1億7,622万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加でございます。

次に、6目教育費国庫補助金6,050万円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業に対する社会資本整備総合交付金の追加でございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金5,945万4,000円の増額は、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

次に、21款市債、1項市債、6目教育債4,720万円の増額は、多目的スポーツフィールド整備事業債でございます。

12ページ、13ページ、次ページを御覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費320万円の増額は、感染症対策として実施する庁舎内会議室の空調機器改修に係る工事請負費の追加でございます。

次に、4款衛生費、5項上水道費、1目上水道整備費3,562万2,000円の増額は、水道基本料金の減免に係る水道事業会計への負担金でございます。

次に、5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費200万円の増額は、学校事業等における地元木材活用支援事業として、木工キット用の尾鷲ヒノキ購入に係る消耗品費の追加でございます。

次に、4項水産業費、2目水産振興費1,021万4,000円の増額は、需要の落ち込みにより影響を受けている漁業協同組合への支援として、漁業設備整備・更新事業補助金554万5,000円及び地元水産物の消費拡大を図り、事業者の支援を行うための学校給食等における地元水産物活用支援事業委託料466万9,000円の追加でございます。

次に、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費1億2,066万9,000円の増額は、主なものとして、商工振興事業のうち、15ページにあります商品券発行事業業務委託料1億1,629万4,000円、尾鷲よいとこスタンプ会事業補助金125万円及び産業開発促進事業の尾鷲市販路開拓支援補助金200万円のそれぞれの追加でございます。

次に、3目観光費615万1,000円の増額は、あんしんみえエリア取得推進応援金事業に係る報償費350万円及び地域応援クーポンの発行により、市内の観光消費を喚起させるための尾鷲観光物産協会補助金252万1,000円のそれぞれの追加でございます。

次に、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費3,489万3,000円の増額は、感染症対策として実施する尾鷲中学校屋内運動場のフローリング改修に係る設計等業務委託料121万9,000円及び工事請負費3,367万4,000円の追加でございます。

次に、5項社会教育費、2目公民館費841万5,000円の増額は、中央公民館講堂の感染症対策として、マイクシステム購入費の追加でございます。

次に、4目図書館費121万円の増額は、図書除菌機購入費の追加でございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

6項保健体育費、2目運動場管理費1億2,100万円の増額は、多目的スポー

ツフィールド整備事業に係る設計等業務委託料の追加でございます。

令和4年度の1号補正については以上でございます。

続きまして、議案第35号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算（第18号）について説明をさせていただきます。

通知をさせていただきます。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,153万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億3,683万2,000円とするものでございます。

続きまして、補正予算の内容について御説明をいたします。

10ページ、11ページを通知させていただきます。

まず、歳入でございます。

2款地方譲与税から12、13ページの10款地方交付税までは全て交付額の確定に伴う補正でございます。

このうち、主なものとして10ページ、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金は1,047万3,000円の増額、6款1項1目法人事業税交付金は1,091万3,000円の増額。

次ページの12、13ページを御覧ください。

7款1項1目地方消費税交付金は3,290万5,000円の増額、また、10款1項1目地方交付税につきましては、特別交付税の額の確定により6,660万1,000円の増額でございます。

次に、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金522万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分でございます。

14、15ページを御覧ください。

17款寄附金、1項寄附金、1目総務費寄附金1,726万円の減額は、ふるさと応援寄附金の実績見込みに伴う減額でございます。

また、2目一般寄附金494万円の増額は、1名の方から御寄附をいただいたものでございます。

次に、18款繰入金、1項基金繰入金、9目災害等対策基金繰入金69万7,000円の減額は、当基金の充当事業に対し、地方創生臨時交付金が充当されることに伴い、基金繰入額を減額するものでございます。

16、17ページを御覧ください。

歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費1億2,153万5,000円の増額は、今回の補正に伴う財政調整基金積立金1億3,120万1,000円の増額及びふるさと応援寄附金の実績見込みに伴うふるさと応援基金積立金966万6,000円の減額でございます。

令和3年度18号補正については以上でございます。

続きまして、議案第36号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

通知をさせていただきます。補正予算書の2ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入では、営業収益が新型コロナウイルス感染症拡大の影響に対する支援策としての基本料金減免により、給水収益が3,918万4,000円の減額、また、営業外収益は同事業に対する一般会計からの補助金3,562万2,000円の増額でございます。

支出では、営業外費用が消費税納付額の減額により356万2,000円の減額となっております。

補正予算関連の議案の説明は以上でございます。

以上をもちまして、提出議案の説明とさせていただきます。

○仲委員長 ありがとうございます。

以上が議案30号から36号までの説明であります。このことについて質疑がございますか。

○南委員 ちょっと1点だけ、参考に、前にも聞いたことだと思う。水道料金のほうの基本給の減免3か月の件は、水道給水条例のどこに該当するのか、それだけちょっと参考までに。

分かっておる。

○竹平総務課長 すみません、ちょっと給水条例のどこに該当するかにつきましては、ちょっと原課の水道部のほうでないとちょっと分かりません。

○南委員 今ちょっとたまたま開いたら、29条、市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない給水加入金、料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができるって多分これに該当するんじゃないかなと思うんやけど。

○仲委員長 そうやね。

○南委員 多分、それだけやね、たまたまちょうど29……。

○仲委員長 総務課長、それでええですか。

○竹平総務課長 これにつきましては、当然、29条ということで、手数料の減免または免除という形の条例がございますので、それに該当するということがございます。

○南委員 ありがとう。

○仲委員長 ほかに委員さん、ございませんか、質疑。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 なしと認めます。よって、7議案が今回臨時会の提出議案となります。

次に、会期及び議事日程案について取扱い、事務局。

○高芝議会事務局長 それでは、会期及び議事日程案について説明させていただきます。

会期は3月31日木曜日、1日の予定でございます。

会議は午前10時開会とさせていただきます。

審議の内容でございますが、会議録署名議員の指名、会期決定の後、議案上程、提案説明、質疑、委員会付託、これは、先ほど執行部より説明がございました、議案第30号、尾鷲市市税条例等の一部改正についてから議案第36号、令和4年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第1号)の議決についてまでの計7議案についてでございます。

その後、本会議を暫時休憩し、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催し、付託議案の審査を行っていただきます。

委員会終了後、本会議を再開していただきまして、付託議案の審査結果等の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行っていただき、閉会となる予定でございます。

なお、議案質疑発言通告書及び討論発言通告書の提出期限につきましては、本日の午後4時とさせていただきます。

また、ただいま議案付託表(案)のほうを通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○仲委員長 会期及び議事日程案について、何か質問はございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○仲委員長 ということで決定をいたしました。

続きまして、本会議への説明員の出席について、総務課から。

○竹平総務課長　本会議への説明員の出席につきましては、まず、三役、それから関係各課長といたしまして、私、総務課長、財政課長、政策調整課長、税務課長、防災危機管理課長、商工観光課長、水産農林課長、水産農林課調整監、建設課長、教育総務課長、教育総務課調整監、生涯学習課長、水道部長、以上でございます。よろしくお願いたします。

○仲委員長　出席者についてはよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　それでは、これで議運の議題はほぼ終わりましたので、執行部、退席でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　退席ください。

次に、議会報告会について、議長から。

○三鬼議長　尾鷲市議会基本条例第6条によります議会報告会の実施ということがありまして、昨年6月の改選後、コロナ禍ということで取りやめを行ってまいりました。そういったことから、これまでの実績では、当初予算後、それから決算後ということで、年に2回計画しております。

その中で、場所については、やっぱり正副議長のほうで調整させていただきまして、周辺部を半分ぐらいと、それから中心地で行うということなんですけど、一応計画的に進めておりますが、現在まだやっぱり新型コロナウイルス感染症の状況が市内においても増えてきておるといような状況もありまして、それと、三重県の再拡大阻止重点期間がどうなるかということがありますので、準備だけ今させていただいておりますけど、もうちょっと発表というんですか、きちっとした具体的なことは、もう少し先にさせていただきたいというのと、ただ、日程的には、来月4月の最後と、その前の週ですか、その2週を午後と夜間ということで計画しようかなということだけ検討しております。

それと、もう一点は班分けにつきましては、2人の委員長にまとめ役として入っていただきまして、その他のところで、いろいろ地域の事情とかで質問があるということがありますので、議員経歴であるとか、女性議員も4人おるといことととか、新人の議員さんも4人ということがありますもんで、その辺を分けさせていただきます。会派のほうも分けさせていただく。そういったので、班の構成をこちらに一任して任させていただきたいと思っておりますが、発表につきましては、もうし

ばらくコロナの状況を見た上で皆さんと御相談させていただきながらしたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○仲委員長　　ただいま議長から議会報告会について方向性の説明、報告がありましたけど、このことについて何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　ということは、三重県の再拡大阻止重点期間がいつやったかな、終了は。

（「3日の予定」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　3日ですね。3日前後に再度、議長のほうから、その方向性、また報告があるということで理解してよろしいですね。

○三鬼議長　　そうです。

○仲委員長　　そういうことで、いいですね。

○西川委員　　いつも発言させてもらっておるんですけど、今回の令和4年度の補正予算について、直前の資料送付で、それを1日、2日で精査するのはおかしいですね。尾鷲の将来を左右する案件を、直前に精査というのは、到底無理なんですけど、これ、何とか変えることはできるのですか。

ほかの市町では、1週間から10日前に多い資料は配ってもらっておるということを知っておるんですけど、議会事務局もみんなしっかり執行部がつくって、議会までに合わせていますって言っていますが、それじゃなく、議論するのは議員ですよ、精査するのは。それを精査する時間をするのに、議会を逆に1週間遅らせたなら何の問題もなくスムーズにいけるんじゃないのかなと思うんですけど、とにかく直前の配付というのは、僕、この前も寝やんと読んでおったんですけど、あれはかなりこたえるので、ちょっとそこを考慮してください。

○仲委員長　　ただいま西川委員から常任委員会等の資料の配付時期について提案がありましたけど、今までこの資料、常任委員会、本会議の資料については、今までの経過もありますし、また、執行部の準備等がいろいろありますので、それを踏まえて、また議長、何か。

○三鬼議長　　御意見は御意見で賜りたいと思っておりますが、この時期、広域議会等々がございますので、市長の招集権に基づいてそれらによって議会運営委員会を開いていただくということなんですけど、今回日程的にこういった日程になるということがありましたので、24日に行政常任委員会を開いていただきまして、今回案件になるであろうということについて、本来は事前審査というのはいかがなもの

かということもあろうかと思うんですけど、見ていただいたという経緯がございます。

本市議会におきましては、臨時会につきましては、こういった形ですべからくやってきたという経過があるんですけど、御意見は御意見としていただきまして、先のことを踏まえて、また議会運営委員会で臨時会のときに議運をどれぐらいのときにというか、執行部との兼ね合いとかもあって、執行部にも要請しなくちゃいけないということがあるんですけど、それも踏まえて、特に議案につきましては、議運を通さないことには表へ出せないということがございますので、それも踏まえて、また皆さんに改善策等があれば、御意見いただきたいなと思っています。

○仲委員長　　今、議長から説明がありましたんやけど、ここ近々では常任委員長の配慮で1日、2日程度、資料の配付は早くなっているんですけど、重要案件については、事前審査にならないように予算を省いて随時説明が執行部からあるという状況の中で、今議長から説明がありましたように、議運の関係とか、いろんな状況の中で、今の状態になっておるということで報告がありましたけど、西川委員、何かありますか。

○西川委員　　言っておることは分かるんですけど、人のふり見て我がふり直せで、ほかの市町でやれておることを、何で新人省きみたいなの、こういう配付の遅れが出るのかというのは、ちょっと僕らはまだ勉強中ですので、できたら早ければ早いほうがいいですよ。それ、ほかの市町でできておって、こっちができていないので、議会は、執行部と時として対峙することも必要やと思いますので、委員長からもそのところをちょっと強く言うようにやってください。僕、ちょっと納得がいきませんよ、この遅い配付は。

○三鬼議長　　招集権の議案につきましては、議運を開かない限りは出せないということで、あと資料につきましては、これまでタブレット議会が行われるまでは、その日じゃないと配付していただけないというのがありましたのをタブレットにすることによって事前に配付も、会議の前に配付もできるようになりましたので、それは、その辺は委員長にしてもらっておりますけど、臨時会につきましては、臨時会における議運、全協の日数につきましては、改善すべき点があれば、また議案について1週間ぐらいの余裕を持つのか、四、五日なのかということ含めて、議会運営委員会のほうの御議論をいただいた上で日程編成、でも、いかんせん招集権については執行部ですので、それに合わせた議運を行わなくちゃいけないということがありますので、その辺はまた考慮しながら皆さんで御意見いただきたいなと思ってお

ります。

○濱中委員　　今、西川委員の発言の中に、新人省きというような言葉があったんですけれども、資料にタイムラグはありますか。

○仲委員長　　ございません。

○濱中委員　　どういった意味なのかなと思ひまして、やっぱり聞いておる方が不思議と思われるような発言になるのかなと思ったので、ちょっと御説明いただければと思うんですけれども。

○西川委員　　僕が言っておるのは、初めての者が初めての作業をすること自体難しいので。でしょう。ベテランの方はベテランで慣れておるからそれはこなせますよね。新人は全て初めてです。その分でそういう言葉を使わさせていただきました。

○濱中委員　　分かりました。

ただ、それは省きという意味ではないとは思ひます。時間がかかるというのは理解できましたけれども、そういった誤解を招く発言に関しては気をつけていただきたいなと思ひます。

○仲委員長　　以前から、僕も2期目ですけど、5年前はやはり同時期に資料の配付もあったということで、今の状態と全く変わりはないということだけ御認識をいただいて、常任委員長、何かございませんか。いいですか。

○三鬼議長　　議会運営上、このコロナ禍ということがありまして、新人議員さんではちょっと委員会を開くのが少ないんじゃないか云々というのがあったけど、管内視察等々も含めて、かなり量をやっておりましたけど、コロナ禍の中でやれないことが、ちょっと経験のある議員と初めての議員さんでは、こういったのに触れるというのが少ないかも分かりませんが、極力、委員長にお願いして、関連するような委員会については開いてくれということをお願いはしてきておりますので、今後そういうことも踏まえて、議会運営委員会のほうで、市長の招集に対して議会運営委員会をいつの時期で開くということをもた相談させていただいて行いたいと思ひます。

○仲委員長　　そういうことでよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○仲委員長　　その他はございませんね。

以上で議会運営委員会を閉じます。ありがとうございました。

（午前10時24分 閉会）